

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から38年3月まで

申立期間当時、父親が旧A町（現在は、B市）役場で、私の国民年金の加入手続をし、その時に、申立期間の11か月分の国民年金保険料をまとめて納付してくれたことを覚えており、父親から領収書を見せられた記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の両親は、国民年金制度の準備期間中であった昭和35年10月1日に夫婦連番で国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の両親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続は、昭和37年10月ごろに行われ、資格取得日を申立人が20歳に到達する37年5月まで遡ったものと推察されることから、申立期間は現年度納付が可能な期間であり、納付意識の高い申立人の父親が、申立人の11か月分の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

加えて、申立人が供述する申立期間当時の納付方法は、旧A町における収納方法と符合しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 5 月までの期間及び 58 年 12 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 5 月まで
②昭和 58 年 12 月から昭和 59 年 3 月まで

昭和 60 年ごろ、社会保険事務所が商工会議所で開催していた年金相談を受けた時、その担当者から国民年金保険料を納付するよう指導を受けた。その後、私が未納の一部を市役所で納付し、申立期間の保険料は私が同社会保険事務所で過年度納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は 6 か月及び 4 か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、社会保険事務所の職員が出張し、定期的に商工会議所で年金相談を開催していたことが確認できる上、社会保険庁の記録によれば、申立期間について、申立人の国民年金の資格記録が昭和 60 年 3 月 27 日に追加処理されており、申立人が 60 年ごろ、商工会議所で年金相談を受けたとする時期と概ね一致する。

さらに、申立人は、申立期間②の直後の昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を市役所で現年度納付しており、申立期間①及び②について申立人が社会保険事務所で過年度保険料を納付したとする申立人の主張は具体的で、信憑性が高い上、この主張を否定する明確な事情は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和51年3月ごろ、私が役場から送付された文書を持参し、同役場で国民年金保険料の納付相談を受けた。その際、申立期間の国民年金保険料は納付済みであることを同役場の担当者と確認したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和50年11月18日付けで役場から送付された文書を所持しており、同文書は、当時、同役場から申立人に送付されたものであることが確認できる。また、申立人の供述によれば、申立人は51年3月ごろに、同文書を持参して同役場に相談に行った際、役場の担当者が、申立人の年金記録を見ながら、申立人が持参した同文書に、当時、申立人が未納としていた年度及びその保険料額を記入しながら説明したとしており、同文書に記載されている保険料額は、申立人の供述どおり、申立期間を除いた未納期間の保険料額と一致していることが確認でき、申立人の供述に不自然さは認められない。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和40年5月21日に夫婦連番で交付されていることが確認できる上、社会保険庁の記録によれば、申立期間の申立人の夫の国民年金保険料は現年度納付されているほか、申立人夫婦の納付状況は概ね同一であり、申立期間の国民年金保険料も、申立人夫婦が同時に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和51年3月ごろ、妻が役場から送付された文書を持参し、同役場で国民年金保険料の納付相談をした。その際、同役場の担当者から免除期間の追納を勧められ、妻が私の41年4月から45年3月分までの保険料を追納したはずであり、申立期間が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、昭和51年3月22日に41年4月から45年3月分までの追納保険料として1万650円が納付されていることが確認できる上、申立期間については、1,200円不足との記載が見られるが、追納保険料を還付した形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する役場から送付された文書に記載の追納保険料額の一部に誤りがあることが確認でき、申立人が追納したとする昭和41年4月から45年3月までの追納保険料額は社会保険庁の記録と一致する。さらに、役場の記録によると、申立期間の申立人の妻の記録は、追納と表記される一方で、900円不足とも記載されているが、社会保険庁の記録によると、この年度は、納付済みとされており、不足分と記載された保険料の納付過程は明らかでないが、上記のとおり、還付した形跡が無いことを踏まえると、申立人の申立期間についても保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年3月までの期間及び40年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年5月から39年3月まで
② 昭和40年4月から同年6月まで

申立期間当時は、商店を経営する両親と同居し、妹と家業を手伝っていたが、給料はもらっておらず、国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付は母親に任せていた。

私は配達で店に居ないことが多かったが、店番をしていた私の妹は、店に来訪した集金人に国民年金保険料を納付していたことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、11か月及び3か月と短期間で、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の両親は申立期間の国民年金保険料を納付済みである上、申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度の発足当初から国民年金に加入し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間以降に国民年金に加入した申立人の二人の妹は、その両親と同居していた婚姻前の期間の国民年金保険料を納付済みであり、納付意識の高かった申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料だけを納付していなかったとは考え難い。

加えて、申立人の妹の、申立期間当時の保険料額や納付方法の記憶は具体的であり、申立期間当時の客観的事実とも符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月1日から53年3月31日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社B支店に勤務していた記憶があり、同社の合併等により社名が変わった際に厚生年金保険の記録が漏れたことが考えられるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、営業譲渡先であるC社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立期間当時の書類は廃棄されており、申立人が勤務していたかは不明である。」との回答を得ている。

さらに、当時のA社B支店長に照会したところ、「私が、申立人を半年ほどの短期アルバイトとして採用したが、詳細な勤務期間は覚えていない。申立人は正社員ではなかったので、厚生年金保険には加入していない。」との供述を得ていることから、期間の特定はできないものの、申立人は半年くらいの期間、当該事業所において厚生年金保険に加入させない取り扱いであったアルバイトとして勤務していたことは推認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、C社にA社B支店の営業期間について照会したところ、「昭和44年9月1日から営業していたが、平成13年6月30日で閉鎖している。」との回答を得ているほか、申立人が合併等により社名が変わったとする、D社E

支店に照会したところ、「現在の店舗はF社G支店として昭和50年8月に新築した。その後、平成16年4月の合併によりD社に社名が変わったもので、A社とは関連が無い。」との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 6 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社B支店に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社B支店に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「確認できる資料が保存されておらず、申立人が勤務していたかどうかは不明。」との回答を得ている。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和 32 年 5 月に厚生年金保険の資格を取得している者のうち連絡先の判明した 5 人に照会したところ、いずれも「申立人の名前に記憶が無い。」としており、申立人の勤務実態が確認できない上、入社してから厚生年金保険に加入するまでに 4 年から 8 年を要している旨の供述を得ているほか、申立人が一緒に働いていたと名前を挙げている複数の同僚も申立人と同様に同社における厚生年金保険の加入記録が無いことから、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかつたことがうかがえる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月から30年8月まで
(A社B事業所)
② 昭和30年9月から31年4月まで
(C社)

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、両事業所に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社B事業所に係る申立期間①について、同社において当時厚生年金保険の加入記録のある者に照会したところ、「申立人は勤務していたが、勤めていた期間や厚生年金保険に加入になっていたかは、はっきり分からない。」との供述を得ているほか、申立人が一緒に働いていたとする同僚に照会したところ、「申立人は勤務していたが、勤務期間は分からない。私も厚生年金保険は加入になっていなかったが、その理由は分からない。」との供述を得ており、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、雇用期間の特定はできない上、申立人が名前を挙げている同僚の中には、供述のあった同僚のほかにも申立人と同様に同社における厚生年金保険の加入記録が無い者もいることから、当時の事業主は勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかつたことがうかがえる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び経理担当者も既に死亡していることから、申立てに係る供述等を得ることができない。

さらに、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控

除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 C社に係る申立期間②について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和35年9月1日から36年7月14日までの期間は同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間②については、同名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が一緒に働いていたとする同僚3人のうち、連絡先が判明した者に照会したところ、「私は昭和32年3月に入社しているが、申立人は私より後に入社していると思う。」との供述を得ているほか、C社において申立期間当時に厚生年金保険の加入記録のある者のうち、連絡先が判明した者に照会したところ、「社会保険関係の事務手続は、私が行っていたが、申立人が勤めていたか否か、申立人の厚生年金保険の加入の有無は当時の記憶が無く分からない。」との供述を得ており、申立人の申立期間②における勤務実態は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、C社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立てに係る供述等を得ることができない。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。